協議第３３号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年１０月３０日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

使用料、手数料等の取扱いについては、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.1

協定項目番号	17	協定項目名	使用料、手数料等の取扱い

調 整 方 針	使用料及び手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、「負担公平の原則」から可能な限り合併時の統一に向け調整する。 ただし、各市町において入館料を定めている施設については、現行のとおりとする。

1 市 4 町 の 現 況						調整の具体的な内容
項 目	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛 東 町	湖 東 町	
使用料を定めている施設	**【生涯学習関係施設】** ･八日市市立八日市（中央）公民館 ･八日市市立玉緒公民館 ･八日市市立御園公民館 ･八日市市立建部公民館 ･八日市市立南部公民館 ･八日市市立中野公民館 ･八日市市立市辺公民館 ･八日市市立平田公民館	**【生涯学習関係施設】** ･永源寺町山村開発センター ･永源寺町地域産業振興会館 ･永源寺町ふるさと文化体験学習館	**【生涯学習関係施設】** ･五個荘町公民館 ･五個荘町てんびんの里 文化学習センター	**【生涯学習関係施設】** ･愛東町文化センター	**【生涯学習関係施設】** ･湖東町農村環境改善センター ･湖東町コミュニティカルチャーホール 泰山閣 ･湖東町みすまの館	**同一あるいは同種の公共施設の使用料については、次の考え方に基づいて合併時に統一する。** **(1) 市民が利用しやすく、わかりやすい料金体系とする。** **(2) 料金設定にあたっては、施設の規模･形態･設備や床面積等を基準とする。** **(3) 野球場（グラウンドを含む。）及びテニスコートについては、ナイター照明料を設ける。** **(4) 土曜日･日曜日･祝日の利用については、割増し料金を設定しない。** **(5) 冷暖房の利用については、使用料を５０％割増しする。** **(6) 市民以外の方の利用については、使用料を２倍に設定する。**
	【スポーツ施設】 ･布引運動公園 **体育館･プール･弓道場** ･長山公園 **グラウンド･テニスコート** ･農業者トレーニングセンター ･八日市勤労者総合福祉センター 「ウェルネス八日市」 **体育館**	**【スポーツ施設】** ･永源寺町健康増進施設〔体育館〕 ･永源寺町山村広場〔グラウンド〕	**【スポーツ施設】** ･五個荘町町民体育館 ･五個荘町繖公園 **野球場、テニスコート** ･五個荘町町民広場 **テニスコート**	**【スポーツ施設】** ･愛東町おくのの運動公園 **体育館･野球場･グラウンド** **テニスコート**	**【スポーツ施設】** ･湖東町町民体育館 ･平成の杜コミュニティ スポーツセンター〔体育館〕 ･ひばり公園 **湖東スタジアム･グラウンド･** **テニスコート･屋内テニスコート** ･すこやかの杜サンスポーツランド **グラウンド･テニスコート** ･湖東町町民プール ･練成館	
	【福祉施設】 ･八日市市民福祉センター 「ハートピア八日市」 ･八日市市児童館 「あかね児童館」「さつき児童館」	**【福祉施設】** ･該当なし	**【福祉施設】** ･五個荘町福祉センター ･五個荘町児童館 「ひまわり児童館」	**【福祉施設】** ･愛東町総合福祉センター 「じゅぴあ」	**【福祉施設】** ･湖東町プラチナハウス ･湖東町第一児童館 「童夢の館」	
	【地域総合センター】 ･アミティーあかね ･小脇町宮会館 ･小脇町宮教育集会所 ･平田駅前教育集会所 ･高屋集会所	**【地域総合センター】** ･該当なし	**【地域総合センター】** ･該当なし	**【地域総合センター】** ･愛東町教育集会所梅林会館 ･愛東町人権啓発センター	**【地域総合センター】** ･該当なし	

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	17	協定項目名	使用料、手数料等の取扱い

項　目	1 市 4 町 の 現 況					調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛 東 町	湖 東 町	
使用料を定めている施設	【勤労者福祉施設】 ・八日市市勤労福祉会館 ・八日市勤労者総合福祉センター「ウェルネス八日市」	【勤労者福祉施設】 ・該当なし	【勤労者福祉施設】 ・該当なし	【勤労者福祉施設】 ・該当なし	【勤労者福祉施設】 ・該当なし	
	【産業振興施設】 ・該当なし	【産業振興施設】 ・永源寺町林業センター	【産業振興施設】 ・五個荘町農村環境改善センター	【産業振興施設】 ・該当なし	【産業振興施設】 ・該当なし	
入館料を定めている施設	【各種施設】 ・世界凧博物館八日市大凧会館	【各種施設】 ・永源寺町愛郷の森	【各種施設】 ・五個荘町歴史博物館 ・五個荘町歴史民俗資料館 ・五個荘町近江商人屋敷 ・五個荘町あきんど大正館	【各種施設】 ・該当なし	【各種施設】 ・西堀榮三郎記念探検の殿堂 ・すこやかの杜キャンプ場 ・湖東町歴史民俗資料館 ・平成の杜湖東ヘムスロイド村	

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.3

協定項目番号	17	協定項目名	使用料、手数料等の取扱い					
1　市　4　町　の　現　況								調整の具体的な内容
区　分	種　類		八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
戸籍	戸籍の謄本または抄本の交付手数料		450円／1通	同左	同左	同左	同左	450円／1通とする。(現行のとおり)
	戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料		350円／1件	同左	同左	同左	同左	350円／1件とする。(現行のとおり)
	除かれた戸籍、改正原戸籍の謄本または抄本の交付手数料		750円／1通	同左	同左	同左	同左	750円／1通とする。(現行のとおり)
	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料		450円／1件	同左	同左	同左	同左	450円／1件とする。(現行のとおり)
	戸籍法に基づく届出または申請の受理の証明書、または受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料		350円／1通 (法務省令で定める様式は1，400円／1通)	同左	同左	同左	同左	350円／1通とする。(現行のとおり) (法務省令で定める様式は1，400円／1通)
	戸籍法に基づく届書その他の受理した書類の閲覧手数料		350円／1件	同左	同左	同左	同左	350円／1件とする。(現行のとおり)
住民基本台帳	住民票に関する交付手数料		300円／1通	同左	同左	200円／1通	同左	300円／1通とする。
	住民基本台帳の閲覧手数料		300円／1件	同左	同左	200円／1件	同左	300円／1件とする。
	住民票の写し広域交付手数料		300円／1通	同左	同左	同左	同左	300円／1通とする。(現行のとおり)
	住民基本台帳カード交付手数料		500円／1件	同左	同左	同左	同左	500円／1件とする。(現行のとおり)
外国人登録	外国人登録原票に関する証明書等の交付手数料		300円／1通	同左	同左	200円／1通	同左	300円／1通とする。
印鑑登録	印鑑登録証交付手数料		300円／1件	同左	同左	200円／1件	－	300円／1件とする。
	印鑑証明書交付手数料		300円／1通	同左	同左	200円／1通	同左	300円／1通とする。
税	税に関する証明手数料		300円／1件	同左	同左	200円／1件	同左	300円／1件とする。
	督促手数料		100円／1通	同左	同左	150円／1通	100円／1通	100円／1通とする。
狂犬病予防	犬の登録手数料		3，000円／1頭	同左	同左	同左	同左	3，000円／1頭とする。(現行のとおり)
	狂犬病予防注射		2，650円／1頭	同左	同左	同左	同左	2，650円／1頭とする。(現行のとおり)
	狂犬病予防注射済票の交付手数料		550円／1頭	同左	同左	同左	同左	550円／1頭とする。(現行のとおり)
	犬の鑑札の再交付手数料		1，600円／1頭	同左	同左	同左	同左	1，600円／1頭とする。(現行のとおり)
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料		340円／1頭	同左	同左	同左	同左	340円／1頭とする。(現行のとおり)
その他	諸証明交付手数料(身分、不在住〔籍〕、埋火葬等)		300円／1通	同左	同左	200円／1通	同左	300円／1通とする。
	公簿、公文書、図面等の謄抄本の交付手数料		300円／1件	同左	同左	200円／1件	同左	300円／1件とする。
	公簿、公文書、図面等の閲覧または照合手数料		300円／1件	同左	同左	200円／1件	同左	300円／1件とする。

資　料　1

協　議　事　項	使用料、手数料等の取扱い	協定項目No.	17

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針　〔抜粋〕
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。 (1) 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。 (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。 (3) 保育所保育料については、国の保育料徴収金基準額表を参考として、合併時に調整する。 (4) 国民健康保険直営診療所使用料及び手数料については、篠山町の例による。
さいたま市	新設	浦和市 大宮市 与野市	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	(1) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し「負担の公平性の原則」により、合併時に統一します。 (2) 使用料については、原則として現行のとおりとします。 ただし、同一又は類似する施設の使用料については、4年を目途に統一します。 また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとします。